

室蘭市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、室蘭市発注の建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和を図るため必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 次のいずれにも該当する工事は、合計で2件まで現場代理人の兼任を認めることができるものとする。

- (1) いずれも室蘭市発注の工事であること。
- (2) 1件の請負代金額が3,500万円未満(建築一式工事にあつては7,000万円未満)の工事であること。
- (3) 入札公告に、現場代理人の兼任ができる旨の記載があること。

(兼任の届出)

第3条 現場代理人の兼任をしようとする場合は、「現場代理人兼任届出書」(様式1)2部を市長に提出しなければならない。

(契約変更の取扱い)

第4条 兼任する工事の設計変更等により請負代金額が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上となった場合は、兼任することはできない。

- 2 前項の規定により、兼任ができなくなった場合は、速やかに現場代理人等変更通知書を市長に提出するものとする。

(安全管理等)

第5条 受注者は、現場代理人を兼任させたことにより安全管理の不徹底による事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮をしなければならない。

(連絡体制等)

第6条 受注者は、現場代理人が常に市と工事現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち会うことができる体制を整えること。

- 2 受注者は、現場代理人が不在となる際の対応者を定め、市長に届出なければならない。

(兼任の取消し等)

第7条 現場代理人を兼任することによって、現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼任を取消しするものとする。

- 2 虚偽及び不正な行為が発覚した場合は、工事成績評定への反映、指名停止、契約解除等の措置を行うことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用する。

(要領の廃止)

- 2 室蘭市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置試行取扱要領は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用する。
- 2 改正後の室蘭市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札から適用する。

様式 1

現場代理人兼任届出書

平成 年 月 日

(あて先) 室蘭市長

住 所
請負人 商号又は名称
代表者氏名

印

現場代理人の兼任について、下記のとおり届け出ます。

なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期しますが、万一、兼任が適当でないとは判断された場合は、兼任の解除を指示されても異議ありません。

現場代理人氏名		連絡先
施工中の工事	工事名	
	請負金額	
	工期	
	工事担当課	
	工事監督員	
新規請負工事	工事名	
	請負金額	
	工期	
	工事担当課	
	工事監督員	

この届は2部提出してください。

	課長	係長	係	工事監督員
主管課				